

令和7年度 資源リサイクル カレンダー

2025年4月～2026年3月



美野里A
 堅倉、大曲、仲丸、西明地、小岩戸、上小岩戸、西郷地、柴高、上鶴田、下鶴田
 長砂、三箇、先後、橋場美、清風台
 張星、部室、納場、江戸、江戸住宅、羽刈、五万堀、北浦、高田、手堤、大笹、寺崎

リサイクルのルール 収集日程は「収集日カレンダー」も必ずご確認ください。



- ・集積所には、収集日の当日（朝8時まで）に出してください
- ・ルール違反・分別されないものは、回収しません（違反シール貼付）
- ・分別辞典、よくある問合せ等、ウェブサイトから確認できます



多くの予算、化石燃料、資源を浪費し「ごみ」を燃やしています
 ・可燃ごみ量・・・一人 269kg/年（計13,049トン）！
 ・ごみ処理費・・・一人 10,333円/年（計5億0,164万円）！
 ごみ減量リサイクルで「脱炭素・環境汚染」世界共通のゴールを目指します

★印：資源（市の収入になります）を「燃やすごみ」に出すと大切な財源を失います



分別	曜日	回数	容器	内容	出し方・注意点
燃やすごみ	月・木曜	週2	市指定ごみ袋 大45L10枚入り200円 中30L10枚入り150円 小20L10枚入り100円	・生ごみ・草木・木くず ・皮革類・ゴム製品 ・プラスチック類・紙おむつ ・発泡スチロール・貝がら ・布団（シングル）など	○市指定ごみ袋（以下「袋」）を必ず使用する。（不利用は回収不可） ○ごみ減量のため、指定ごみ袋の中(30L)・小(20L)サイズを使用してください。 ○袋の口は、2重に結ぶ。（袋の中の空気を抜く） ○油など液体は凝固剤で固める、または、古紙等に染み込ませる。 ※「食用油回収ボックス」（本庁舎、各支所、羽鳥出張所）を活用する ○生ごみは、水分を落とす。（生ごみ処理機・コンポストの購入補助制度あり） ○布団は、ひもでしばり、量に応じて袋をくりつける。（袋に入らない場合） ○草木は、土をよく落とし、天日で乾燥させる。 ○木枝・板切れは、長さ60cm・太さ5cm以内。ひもでしばり、量に応じた袋をつける。 ×屋外焼却は法律で原則禁止。火事や煙害など周辺地域への影響に十分配慮する。 ×袋が破けるほど詰めこまない。袋からはみ出るサイズものは、「粗大ごみ」。 ×農業用の使用済プラスチック（ビニール等）は回収不可。
ビン	★無色ビン★ ★茶色ビン★ ★その他ビン★	第1火曜 第2火曜 第3火曜	コンテナ	・牛乳ビン ・無色の一升ビン など ・ビールビン ・栄養ドリンク など ・無色、茶色以外のビン	○ビンの色は、口元の部分で判断する。（右写真） ○中身は、すべて取り除き、水で軽く洗う。 ○ラベルは、できる限りはがす。 ○キャップをはがす。（金属製「カン・金属」。プラスチック製「燃やすごみ」） ○すりガラス状でも、口元が無色透明なものは、「無色ビン」。 ○無色に見えても、うすく色が付いているものは、「その他ビン」。 ×ビン形状以外のガラス製品（コップ・板ガラスなど）は、「ガラス・陶磁器」。 ×ガラス製の耐熱容器は、「ガラス・陶磁器」。 ×違う色のビンが混ざっている場合は回収不可。
蛍光灯・電球	第3火曜	月1	コンテナ	・蛍光灯・電球・グローランプ ・水銀体温（温度）計 など	○細かく割れたものは、透明のビニール袋に入れる。 ○「その他ビン」とは、別のコンテナを使用する。 ×LED蛍光灯・電球（品番の頭に「LED」と表記）は、「カン・金属」。 ×事業ごみとして出たものは回収不可。
ガラス・陶磁器	第4火曜	月1	コンテナ	・茶わん・せともの・花ビン ・コップ・板ガラス 耐熱容器など	○ガラス製品は、ビン形状以外のものが対象。 ○細かく割れたものは、透明のビニール袋に入れる。 ×ビン形状のものは回収不可。（細かく割れた場合を除く） ×ガラス製の耐熱容器でふちを金属で補強したものは、「カン・金属」。
★ペットボトル★	第1・3水曜	月2	※コンテナサイズ：外寸53×37×31cm程度	・清涼飲料 ・しょうゆ等調味料 ・酒類 乳飲料用	○識別マークがついたものが対象。 ○容器の中を水で軽く洗う。 ○キャップ・ラベルをはがす。（キャップ・ラベルは、「燃やすごみ」） ○コンテナからあふれるときは、つぶす。 ×飲料等が残ったものは回収不可。
★カン・金属★	第2・4水曜	月2	※コンテナは回収しやすいよう整理してください	・空き缶・小型電気製品・電池 ・調理器具・スプレー缶 など ・金属素材を含む製品類	○金属以外の部分は、できる限り、取り外す。（一例、傘のビニール等） ○ライターは、燃料を使い切る。スプレー缶は、中身を使い切り、穴を開ける。 ○カッターの刃・針・釘は、スチール缶に入れる。包丁は、刃にテープを貼る。 ○小型家電は、電池・充電式電池（絶縁処理）を外す。コードは、根元から切り、束ねる。 ×電池（充電式含む）は、出来る限り、小売店の店頭回収を利用する。 ×冷媒にフロンガスを使用する小型家電は回収不可。 ×コンテナに収まらないサイズものは、「粗大ごみ」。
★古布★	第3水曜	月1	透明ビニール袋	・上着・ズボン・セーター 肌着 ・靴下・シャツ・カーテン ・布団カバー等	○透明のビニール袋に入れる。（※市指定ごみ袋の使用は不要） ○水に濡らさない。（濡れたものは回収不可） ×ビニール・羽毛・革・フリース、綿（わた）が入ったものは、「燃やすごみ」。 ×汚れ・濡れがひどいものは、「燃やすごみ」。
★紙パック★	第3水曜	月1	ひも	・牛乳パックのみ ※ジュース 酒用は不可	○識別マークがついたものが対象。 ○パックを開き、水で軽く洗う。 ○乾かした上で、ひもで十字にしばる。（粘着テープは不可） ×アルミ・プラスチックを使用するものは不可。
★古紙★	第1・3金曜	月2	ひも	・新聞（チラシ・コピー用紙） ・雑誌（書籍・雑がみ） ・ダンボール（中が波状のもの）	○種類ごとに、ひもで十字にしばる。（粘着テープでの結束は回収不可） ○不適物（粘着テープ、ビニール、金属、プラスチックなど）は取り除く。 ○水に濡らさない。（×濡れ・汚れがひどいものは不可） ○雑がみは、はがき・封筒、メモ用紙、空き箱、パンフレット、紙袋など。 ○シュレッダーで裁断された古紙は、透明のビニールに入れる。 ×油・ろう付着の紙、カーボン紙、防水加工紙などは、「燃やすごみ」。
粗大ごみ	第2・4水曜 自己搬入は処理施設の受付日と同じ	月2	戸別回収 自己搬入	・コンテナに入らないもの ・市指定ごみ袋に入らないもの ※家電4品目は戸別回収のみ ※家電リサイクル券 ※メ切：3日前。数量制限あり。状況により翌月	※集積所には出せません。以下の方法となります※ 1. 市に依頼する場合（戸別回収）：（大）1,000円（中）500円（小）300円（1点につき） ①本庁（環境課）、各支所（総合窓口）、羽鳥出張所で申し込む ②処理券を貼り、自宅前に出す（階上階下・宅内不可）※立会不要 2. 自己搬入する場合：処理手数料【生活系】10%・/100円【事業系】10%・/200円 ◎資源の有効活用、不用品のリユース（地域情報サイト「ジモティー」）をご検討ください。
★草木★	処理施設の受付日と同じ	自己搬入のみ	自己搬入のみ	・刈草・剪定枝（根、加工材は不可）	◇処理施設への自己搬入に限り、リサイクルとして受け付けます（要 処理手数料） ◇長さ1.5m・太さ15cm以内です ※このサイズで、集積所に出すことはできません ※集積所に出された草木は資源化できないため、できる限り自己搬入のご協力をお願いします。

※各月の収集日程は「収集日カレンダー」もあわせてご確認ください。（年末年始の収集日を一部調整しています）

家電4品目 (テレビ・冷蔵庫・洗濯機・乾燥機・エアコン)

※家電リサイクル法に定める品目が対象です※
 ・処理施設では処分できません（搬入不可）
 ・集積所には出せません。以下の方法となります

1. 家電リサイクル協力店・販売店・許可業者に依頼
 ・方法や費用は、各問合せください
2. 市に依頼（戸別回収）
 ①「家電リサイクル券」の料金を確認（品目により異なる）
 ②「家電リサイクル券」を郵便局で購入する
 ③本庁（環境課）、各支所（総合窓口）、羽鳥出張所で申し込む
 ※メ切：3日前まで。数量制限あり。状況により翌月
 ④申込みの際、手数料1,500円を支払う（1点）
 ⑤第2/4水曜に業者が訪問回収 ※立会不要
 ※運搬券を貼り、自宅前に出す（階上階下・宅内不可）
3. 指定引取所に自己搬入
 ◎イバラキ流通サービス（かすみがうら市）
 茨城県かすみがうら市栄倉5685-1
 ※家電リサイクル券センター TEL0120-319-640 まで

小型家電

◇本庁舎、小川支所、玉里支所に回収ボックスを設置しています
 ◇主な回収品目は、以下のものです
 携帯電話・スマートフォン、デジタルカメラ、電卓・計算機、ゲーム機
 レコーダー、磁器ディスク装置、パソコン（ノート型）、タブレット端末
 ポータブルDVD、携帯音楽プレーヤー、ラジオ、カーナビ、電子辞書
 補聴器、ドライヤー、電気かみそり、電話機、電子体温計、電動歯ブラシ
 デジタル歩数計、電子ヘルスメータ、ACアダプター等コード類
 ※リモコン、充電器、充電式電池の付属品も含む
 電池やコード類は外してください
 ◇上記品目は、コンテナに入る場合、カン金属として集積所に出せます

プラスチック

◇本庁舎、小川支所、玉里支所に回収ボックスを設置しています
 ◇回収品目は、プラスチック（透明・白色）、食品トレイ（白色）の2種です
 ◇ラベルをはがし、中身や汚れはきれいに取り除いてください
 ◇エコショップ・資源リサイクル店の回収ボックスをご利用ください
 ※詳しくは、ウェブサイトを確認ください

集積所

・集積所は、利用者の方で、自らきれいに維持管理ください
 ・悪臭や動物が荒らすため、前日からごみを出さないでください
 ・事業系の場合は、集積所には出さないでください
 ・新規使用は、近所の方・行政区域長・不動産業者等に相談ください

「きれいなまちづくり ひとりの一歩から」

・市内道路等の不法投棄は7.5t/年。ポイ捨ても不法投棄（犯罪）です
 ・私有地に捨てられたごみ処理の責任は、所有者及び場合があります
 ・市内の不法投棄情報は、インターネット・SNSで広く公開しています
 ・市では、環境美化・不法投棄監視 サポーターを募集しています
 ・一斉クリーン作戦にご参加ください（年2回/5月4週・12月1週の日曜日）
 ・ごみ拾いSNSピリカに登録して、まちをきれいにする活動を楽しみましょう

【担当】小美玉市役所 環境課 廃棄物対策係 TEL 0299-48-1111

処理施設

◇下記の2施設は、一般の方も利用できます
 ・「燃やすごみ」は、市指定ごみ袋の使用は不要です（減免を除く）
 ・処理手数料【生活系】10%・/100円【事業系】10%・/200円
 ・本人確認できるもの（免許証等）を用意ください
 ・自動精算のため、千円札または小銭を用意ください
 ・ゴールデンウィーク・年末年始は大変混雑します
 ※集積所に出せるものは、少しずつ出してください

クリーンセンター 小美玉市高崎1824-2 TEL 0299-26-0246
 ◇受付日：月～土曜（祝日含む）※休み：日曜・年末年始
 ◇時間：8時30分～16時30分

中継センター 小美玉市堅倉1725-2 TEL 0299-48-1571
 ◇受付日：月～金曜（祝日除く）※休み：土日曜・年末年始
 ◇時間：8時30分～15時30分
 ◇注意：持込できるものは以下に限られます。（事業系は不可）
 【粗大】【草木】【ビン】【ガラス陶磁器】【古紙・古布】【蛍光灯電球】

収集・処理できないもの

1. 集積所に出せないもの
 ①粗大ごみ・家電4品目
 ◇上記を参照ください
 ②多量の場合
 ◇処理施設（右記）に自己搬入、または、許可業者に依頼ください
2. 市で処理できないもの
 ①産業廃棄物
 ◇法令により処理できません。販売店または許可業者に依頼ください
 ②処理困難物
 ◇処理施設では処分できません。（以下、主なもの）
 タイヤ・農機具・便器・金庫・農薬・毒劇薬・塗料・土砂
 焼却灰・車などの廃油・自動車・オートバイ（原付含む）・船舶
 ピアノ・コンクリート・ブロック・レンガ・大型木材・鉄骨・タイル
 冷媒フロンガスの使用機器（除湿・冷風・冷水・空気清浄機等）
 瓦・消火器・農業ビニール・サイディング材・ガスボンベなど
 ◇販売店または許可業者に依頼ください